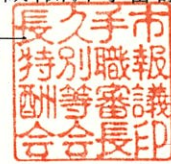


令和8年1月30日

長久手市長 佐藤有美 殿

長久手市特別職報酬等審議会
会長 石橋健一



長久手市特別職の報酬等の改定について（答申）

令和8年1月21日付け7長人第2946号により諮問のありました本件について、長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

本審議会においては、一般市民の公募委員2名を含む8名の委員により、県内の類似団体における特別職等の報酬等の状況、本市の財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移等を踏まえ、公平・公正の観点から慎重に審議を行いました。

社会情勢としては、昨今の物価高騰により消費者物価指数が上昇していること、民間企業において賃金引上げの動きが見られること、令和7年人事院勧告に基づき一般職の給料が増額改定（平均改定率3.3%）される予定であること、また、指定職についても増額の勧告（平均改定率2.8%）がされていることを把握しました。

一方、本市は、令和6年度決算状況において、財政力指数が1.07となり普通交付税不交付団体であるものの、今後の財政収支見通しについては、税収入が大きく増加する要因が乏しい中、物価高騰の影響に加え、人件費、扶助費等の増加により、経常経費が大きく増加する見込みであり、引き続き厳しい財政運営が求められる状況にあることを確認しました。

以上の事項を総合的に勘案し、本市の財政状況を踏まえると、特別職及び議員の報酬等は、改定を行わず据置きとすることが適当であるとししました。

なお、付帯意見として、厳しい財政状況が継続する見込みであることを踏まえ、特別職の給料の引上げを検討する場合の基準を設け条件を付した方がよいとの意見がありました。また、議員の報酬については、据置きが続いた場合、将来的に担い手確保の観点から影響が生じ得ることから、引上げるべきとの意見がありました。